

就学援助における小・中学校新入学用品費の改定について

1 主旨

就学援助制度では、子どもの就学の機会の確保及び経済的支援を必要とする保護者への負担軽減施策として、通学用かばんや標準服といった入学に際し必要となる新入学用品費の一部を支援している。

令和7年4月1日より、生活保護における入学準備金の支給額が引き上げられたことを踏まえ、令和8年度以降入学者の就学援助における新入学用品費の支給単価の改定を行う。なお、令和7年度の就学援助認定者のうち新入学用品費の受給者に対して、物価高騰や保護者負担の実態に則し、今回の改定額との差額を追加支給する。

2 改定額

- (1) 小学校 64,300円 → 91,600円 (差額27,300円)
- (2) 中学校 81,000円 → 101,000円 (差額20,000円)

3 新入学用品費改定に伴う支給について

令和7年度入学者に対する差額支給及び令和8年度入学者に対する入学前支給は、2月下旬に支給を行う。なお、支給に伴い新たに必要となる以下の経費は、令和7年度予算で支出する。

| 区分 | 対象人数 | 必要経費 |
|-----------------------|--------|----------|
| 令和7年度小・中学校入学者 (差額支給) | 1,444人 | 33,990千円 |
| 令和8年度小・中学校入学者 (入学前支給) | 1,461人 | 34,030千円 |

※令和8年度入学者の対象人数は、見込数

4 今後のスケジュール

- 令和8年2月 下旬 保護者へ差額支給及び入学前支給に関する通知を発送
- 27日 支給 (口座振込)